

## 入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和3年2月12日付け北海道告示第99号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道知事 鈴木直道

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等の名称及び数量等

ア 調達する物品の名称 牛ヨーネ病スクリーニング用エライザキット(ヨーネスクリーニング・プルキエ又はヨーネライザ・スクリーニングKS)

1 検体当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 牛320,000頭分

(牛ヨーネ病検査に必要とされる検査キット数)

(2) 調達をする物品等の仕様その他の明細 別紙1のとおり

(3) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 納入場所 北海道石狩家畜保健衛生所ほか13カ所(別紙2「納入場所一覧」のとおり)

### 3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項に規定する動物用医薬品販売業の許可を受けていること。

### 4 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年2月12日（金）から同年3月15日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 別記第1号様式の条件付一般競争入札参加資格審査申請書及び関係書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道農政部生産振興局畜産振興課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 5 契約条項を示す場所

北海道農政部生産振興局畜産振興課

### 6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎11階供用会議室

(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道農政部生産振興局畜産振興課)

(2) 入札日時 令和3年3月26日（金）午前10時00分

(送付による場合は、同月25日（木）までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 契約書作成の要否  
要

10 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、入札金額（1検体当たりの単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1検体当たりの単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（1検体当たりの単価）であるものを落札者とする。

なお、契約に当たっては入札書記載金額に当該商品における最大可能検体数を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を単価として、落札者となった者と契約することとする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 その他

(1) 無効入札

開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 再度入札

ア 開札の結果、落札に至らない場合は、再度入札を行う。再度入札の執行日時は改めて決定する。

イ 再度の入札に付し落札者がいない場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により最低の1者より見積書を徴する。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道農政部生産振興局畜産振興課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 電話番号 011-204-5438

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (6) 入札者が1人の場合  
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (7) 入札の変更又は取りやめ  
この公告の内容は予定であり、変更すること又は取りやめることが有り得る。
- (8) 入札の取りやめ又は延期  
この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (9) 入札執行の公開  
この入札の執行は、公開する。
- (10) 債権譲渡の承諾  
契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。  
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
- (11) その他  
入札に参加する者は、別紙の競争入札心得を承知すること。